

第3回構想委員会

「知財計画2025策定」に向けた意見

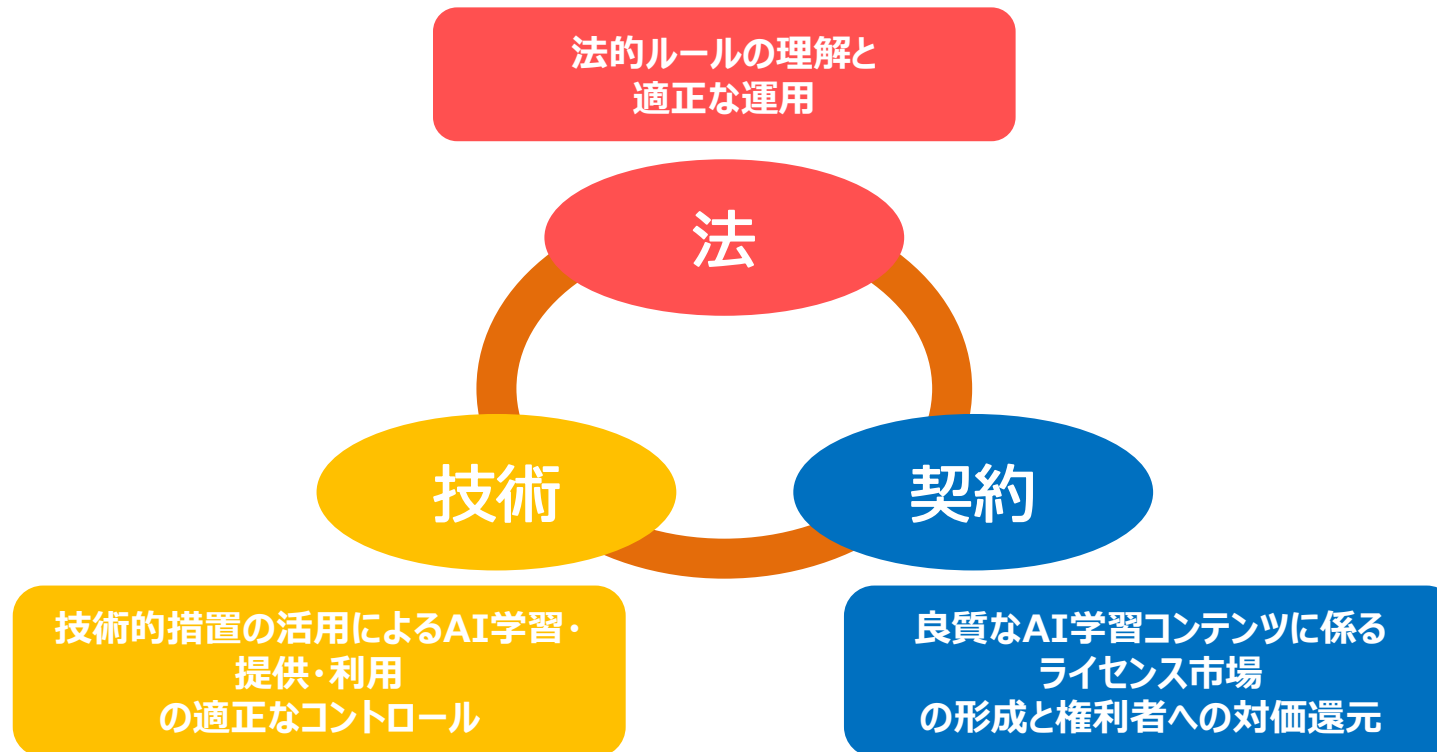
一般社団法人日本新聞協会

2025.2.14

【報告のポイント】

1. 生成AIに関する問題意識
2. 問題となっている具体的な事例
3. まとめ

依然として、知的財産権と生成AIをめぐる懸念・リスクは払拭されておらず、
ライセンス市場の形成に至っていない

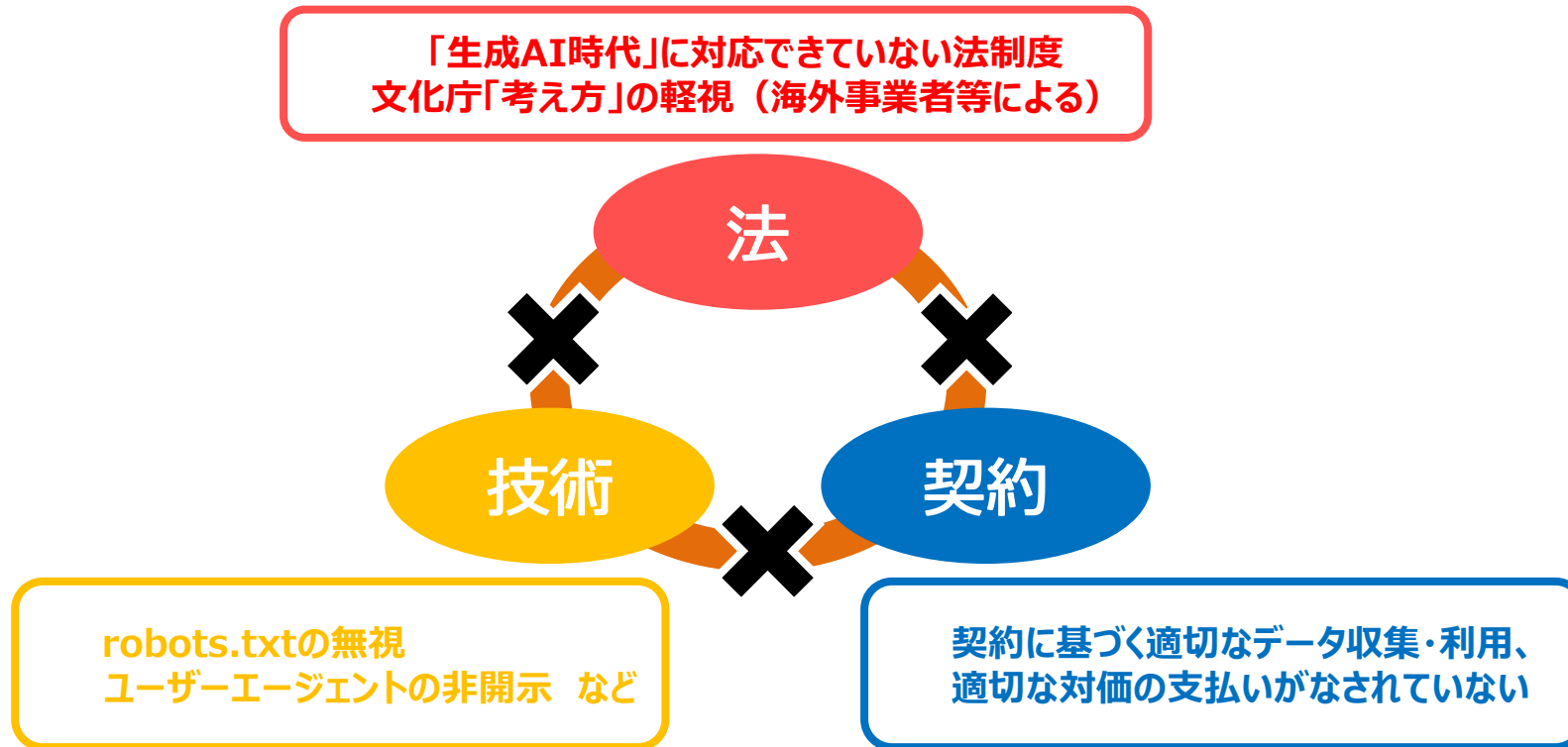


知的財産推進計画2024

図表10：法・技術・契約の各手段の相互補完性（p.15）

「法・技術・契約の各手段の相互補完性」は機能していない

【現状】



法 × 契約 生成AIの学習データが開示されない

- AI学習データの開示を義務づける法整備の動きがEU等で進展（下記図）
- 文化庁の文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」は、情報解析データベースを新聞社等が販売あるいは販売を予定しており、技術的な措置（robots.txt など）を講じていれば、生成AI事業者が新聞社等のウェブサイトから無断で記事等を複製する場合、著作権侵害に当たる可能性があるとして整理
- 上記を踏まえ、新聞協会は大手PF事業者に対し、開示を求めたものの対応されなかった。データの収集・利用状況が把握できず、契約の前段階でつまづいている

欧州連合（EU）	デジタル単一市場における著作権及び隣接権に関する指令(DSM指令)において、TDM(Text Data Mining)*に著作物を用いる場合について権利制限規定を設けている(第3条、第4条) (※文章、画像等のデジタル形式の情報に対する自動的な情報分析(前文第8項)) ● 第3条に基づき許諾なく実施可能なTDM: 【主体】研究組織及び文化遺産機関 / 【目的】学術研究 / オプトアウト規定なし ● 第4条に基づき許諾なく実施可能なTDM: 【主体】限定なし / 【目的】限定なし / 権利者による複製権の留保が可能※ (※オンラインコンテンツのオプトアウトは機械可読な方法に限る等の限定あり)	・ AI規則(AI Act)が2024年5月成立。段階的に適用され、2026年に全面的に適用される。 ✓ コンテンツが生成AIで生成されたことを明示する透明性義務の遵守(第50条) ✓ DSM指令第4条第3項に基づく権利の留保を特定し、遵守することを含む、著作権及び著作隣接権に関するEU法を遵守するための方針整備(第53条) ✓ 使用したAI学習データに関する十分に詳細なサマリーの作成・公開(AI Officeがサマリーのテンプレートを作成することが適当とされている。)(第53条)
----------	---	---

文化庁「法制度に関するワーキングチーム」（第2回）[参考資料3](#)より

法 × 技術 技術的措置（robots.txt）をめぐる問題

- 新聞協会加盟の主な新聞・通信社の約9割が、robots.txtでAIクローラーをブロックしている
- しかし、ユーザーエージェント（UA）を公表していないとみられる事業者もある。 robots.txtはあくまで「紳士協定」のため、効果は限定的
- 一部の事業者は、 robots.txtを無視しているとの報道もある

◆新聞協会加盟の新聞・通信社の約9割が技術的措置（robots.txt）を講じている

robots.txt導入率 ／UA	2023年12月※	2025年1月※
GPTBot	50.0%	88.0%
Google-Extended	44.0%	86.0%
CCBot	46.0%	84.0%
ChatGPT-User	34.0%	70.0%

※新聞協会理事・監事社（n=50）

構成員限り

法

×

契約

検索連動型の生成AIサービスは、著作権侵害に当たる可能性が高い

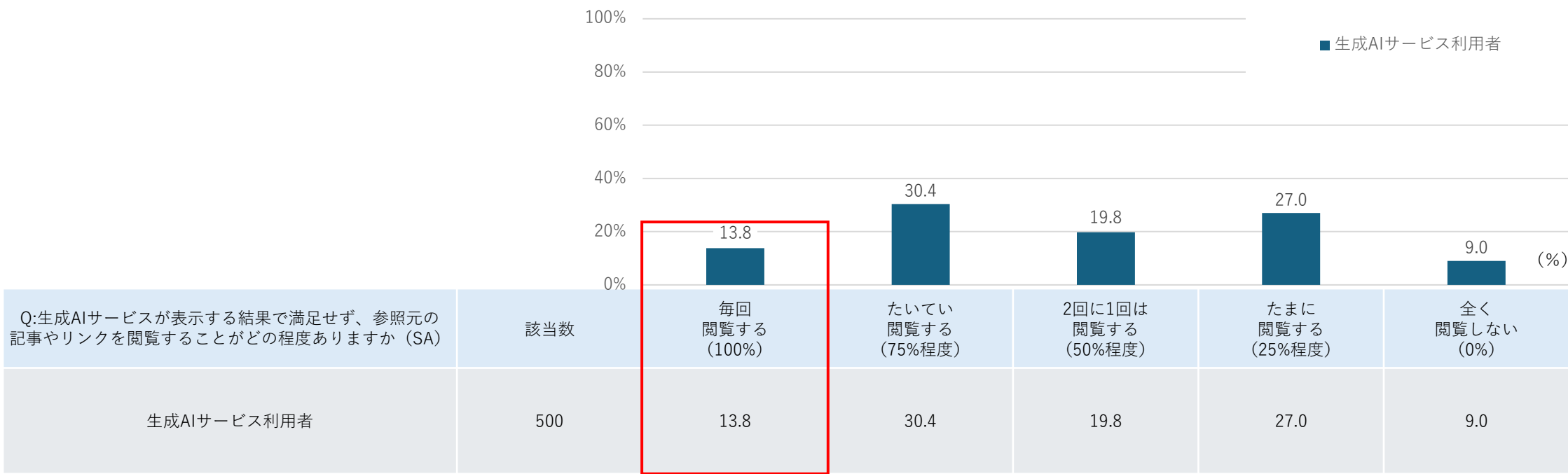
- 検索連動型の生成AIサービス（RAG）は、情報源として、報道コンテンツを無断で利用しているうえ、記事に類似した回答が表示されることが多い。著作権法の「軽微利用」規定（47条の5）を満たさず、著作権侵害に該当する可能性が高い

構成員限り

法 × 契約 検索連動型の生成AIサービスにより「ゼロクリックサーチ」が顕著に

➤ 多くのユーザーが生成された回答で満足し、参照元のウェブサイトを訪れない「ゼロクリックサーチ」が横行し、報道機関の収益機会が不当に奪われている

◆生成AI回答の参照元の記事を必ず見る人は約1割にとどまる



新聞協会の調査 (24年9月)

法

×

技術

大手PF事業者：検索用とRAG用のクローラーが分けられていない

- 検索サービスを提供する大手プラットフォーム事業者は、検索用と検索連動型の生成AIサービス（RAG）用のクローラーを分けていない。権利者がRAGでの利用を防ごうとしても、検索結果に影響が出るため対応できない
- 検索市場における「支配的地位」を利用したサービスの強行は、公正な競争の観点から問題がある可能性がある
- 米司法省は「独占的な力を活用して人工知能の機能を提供する能力は、競争に対する新たな障壁であり、当該事業者の支配をさらに強固なものにする危険性がある」と指摘。検索用に集めたデータをAI 利用に転用されることを拒否できるようにし、「競争条件を公平にする」よう求めている

法

×

技術

×

契約

大手PF事業者：交渉に応じない

構成員限り

法

×

契約

さらに悪質な事業者も出現

◆各社の記事を寄せ集めて新しいページを生成

◆参照元を指定して回答を生成

構成員限り

- ①契約を結ばずサービスを強行する事業者などが存在するなど、法・技術・契約の相互補完関係が機能していない状況を改善できなければ、ライセンス市場は形成されない
- ②ソフトウェアでの対応には限界があり、生成AI時代に即した実効性のある法整備が急務
- ③AIが報道機関に代わり取材・報道を担うことはなく、コンテンツ再生産サイクルが機能しなくなれば、国民の「知る権利」が阻害されてしまう

- [AI戦略会議 AI制度研究会「中間とりまとめ案」に対する意見](#) (2025年1月23日)
- [「知的財産推進計画2025」の策定に向けた意見](#) (2024年12月18日)
- [生成AIにおける報道コンテンツの無断利用等に関する声明](#) (2024年7月17日)